

請願番号	請願第2号	件名	所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願
受理年月日	令和元年 11月20日	請願代表者 住所・氏名	各務原市那加信長町2丁目74番地 各務原民主商工会 婦人部 塚田 豊子
付託委員会	民生 常任委員会	紹介議員	波多野こうめ、永治明子

(請願趣旨)

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。2014年1月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で525自治体（2019年10月現在）が国に意見書を上げています。世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。

よって、家族従業者の人権保障の基礎をつくるため、貴議会で「意見書」として可決され、国に対して働きかけてください。

(請願事項)

1. 所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出する事。